

# くらしの情報

## 問い合わせ（市外局番093）

|                            |                      |
|----------------------------|----------------------|
| 役場・教育委員会 …… ☎ 223-0881 (代) | 山鹿公民館 …… ☎ 223-1892  |
| 町民会館 …… ☎ 223-0731         | 芦屋東公民館 …… ☎ 222-1981 |
| 芦屋中央病院 …… ☎ 222-2931       | 総合体育館 …… ☎ 222-0181  |
| 中央公民館 …… ☎ 222-1681        | 芦屋釜の里 …… ☎ 223-5881  |
| 図書館 …… ☎ 223-3677          | 芦屋歴史の里 …… ☎ 222-2555 |

## 子育て

### ひとり親サポートセンター 就業支援講習

ひとり親家庭の人などを対象にした就業支援講習会を行います。

### 医療事務講習会（資格取得）

▽講習期間 8月29日（金）～9月28日（日）の平日（全10回）・午前9時30分～午後3時30分

▽ところ 飯塚市立岩交流センター（飯塚市新立岩）

▽定員 8人（託児有り）

▽受講料 無料

※教材費など8000円は自己負担です。

▽申込期限 8月8日（金）

### パソコン講座（エクセル）

▽期間 9月8日（金）～10月11日（日）の毎週水曜日、金曜日（全10回）・午後1時～4時

▽ところ 水巻町中央公民館（水巻町頃末北）

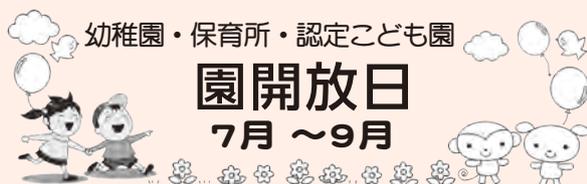
▽定員 8人（託児有り）

▽受講料 無料

※教材費など4000円は自己負担です。

▽申込期限 8月18日（金）

▽申し込み マンパワープグループ株式会社（☎092-741-9531）



幼稚園・保育所・認定こども園

## 園開放日 7月～9月

日程は天候などで変更になる場合があります。また、事前に電話予約が必要なものもあります。申し込みや問い合わせは、直接、園へお願いします。

### ●愛生幼稚園（☎223-0358）

| とき                   | 内容          |
|----------------------|-------------|
| 7月10日（月） 10:00～11:30 | 誕生会を見よう     |
| 9月7日（日） 10:00～11:30  | 体を動かして遊ぼう   |
| 9月30日（土） 時間未定        | 愛生運動会に参加しよう |

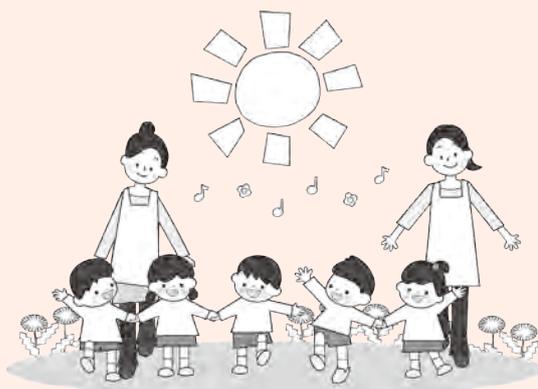
### ●認定こども園 芦屋中央幼稚園（☎222-0327）

| とき                   | 内容                     |
|----------------------|------------------------|
| 7月11日（日） 10:00～11:30 | 在園児（年中児）と一緒に遊ぼう（親子20組） |

### ●若葉保育所（☎222-2624）

※参加希望の人は若葉保育所に連絡してください。

| とき                  | 内容                         |
|---------------------|----------------------------|
| 8月25日（金） 9:50～11:00 | とっても癒されるあやつり人形劇「ボードヴィル・ドラ」 |



# たんぽぽコーナー

対象は、就学前の子どもと保護者です。  
●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター  
「たんぽぽ」(☎221-2567)



7月の日曜開館日  
2日・16日



## ♡にこにこ絵本

▷とき 7月3日(日)・午前11時～11時30分

## ♡おもちゃ病院

壊れたおもちゃはありませんか。おもちゃドクターが修理します。事前に預かることもできます。

▷とき 7月15日(日)・午前10時～午後3時

## ♡絵本タイム

▷とき 7月21日(土)・午前11時～11時30分

## ♡すくすく広場「楽しい歯の話」(5組限定)

歯科衛生士による歯みがき指導

▷とき 7月26日(日)・午前10時～11時

※7月12日(日)から予約開始

▷持ってくるもの 家で使っている歯ブラシ

## ♡プールあそび

楽しいプール遊びをしましょう。詳しい日程や時間はホームページやたんぽぽ内に掲示します。

## ♡育児相談

### 【離乳食の日】

栄養士による栄養指導と進め方相談

7月の相談日はありませんが、気になることがあれば、気軽に電話してください。

※次回は、8月8日(日)です。

【たんぽぽ相談】 保健師・栄養士による相談

▷とき 7月11日(日)・午前10時～正午

▷持ってくるもの 母子健康手帳、あしやすくすくファイル

※町外に住んでいる人も相談できます(予約不要)。

## 【ほほえみ相談】 小児専門の臨床心理士による相談

▷とき 7月5日(日)・午前10時～正午

※町内に住んでいる人のみ予約できます。

## みんな来てね、出前たんぽぽ広場

▷とき 7月19日(日)・午前10時～正午

▷ところ 山鹿公民館和室

※たんぽぽスタッフが絵本やおもちゃを用意して待っています。

## 福岡県立古賀特別支援学校 からのお知らせ

学校見学・教育相談・体験学習を行います。

1 教育相談 子どもの気になること(言語、運動、行動、学習面など)や家庭での養育、教育支援、関係機関との連携などの教育相談を行います。

▽対象 乳幼児や小中高の児童生徒とその保護者、教育・保健・福祉・医療関係の職員など

▽相談日 電話で受け付け後、日程を調整して行います(電話相談もできます)。

2 学校見学 知的障がい教育部門 小中学部Ⅱ(☎)、高等部Ⅱ(☎)

▽見学日 電話で受け付け後、日程を調整して行います。

3 体験学習 知的障がい教育部門 小中学部

※高等部と小学部の新1年生は行っていない(教育相談・学校見学は行います)。

※体験の前に必ず学校見学を行う

てください。

▽対象 来年度、本校就学を検討している子ども

▽とき【小学部】11月8日(日)～10日(日)

【中学部】10月24日(日)、27日(日)、31日(日)、11月7日(日)

※参加は全日程のうち1日だけです。

▽ところ 福岡県立古賀特別支援学校 小中学部校舎

▽内容【子ども】各チームで学習体験

【保護者】学校説明・見学・授業

▽申し込み

※希望者教育相談(30分程度)

1・2 Ⅱ(☎)・午前9時～午後5時に福岡県立古賀特別支援学校(古賀市千鳥)(小中学部) ☎(092)943-8674

【高等部】 ☎(092)942-7175)へ

3 Ⅱ 9月21日(日)までに学校教育係(☎223-3547)または、現在通っている学校の担任・管理職へ



# 子育て・健康

## ボランティア活動センター 子育て支援ボランティア研修

子育て支援や子どもの居場所づくりをテーマとした研修会を行います。次世代を担う子どもたちを取り巻く環境や、子ども食堂など、子育て支援のボランティア活動のことを学びませんか。

▽とき 7月23日(日)・午前10時～正午

▽ところ 町民会館大ホール

▽講師 上島未知人さん(北九州市子ども家庭局子育て支援課子ども食堂担当係長)、山縣郁子さん(子ども食堂☆きらきら清水代表)

▽申し込み 7月12日(金)までに、ボランティア活動センター窓口、電話(☎221・1011)、ファクス(☎221・1012)、電子メールまたは、町ホームページから申し込んでください。

※ファクス、電子メールで申し込むときは、参加者の氏名と連絡先(電話番号、メールアドレス)を記載してください。

※窓口、電話での申し込みは午前

## 子育て世帯へ大切なお知らせ

# 子育て世帯生活支援特別給付金

▶支給額 児童1人当たり一律**5万円**

### ひとり親世帯

#### ▶対象

次のいずれかに当てはまる人

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者(4月分の新規児童扶養手当受給者も対象)
- ②公的年金等の受給により、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
- ③物価高騰の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になった人

#### ▶支給手続き

- ①の人は申請不要です。給付金の支給時期が決定し次第、福岡県が支給します。
- ②③の人は申請が**必要**です。詳しくは福岡県ホームページをご覧ください。



福岡県ホームページ

### ひとり親世帯以外の世帯

#### ▶対象

次のいずれかに当てはまる人

- ①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を芦屋町から支給された人
- ②18歳未満の児童を養育する人で、令和5年度の住民税均等割が非課税の人
- ③18歳未満の児童を養育する人で、物価高騰の影響で令和5年1月以降の家計が急変し、収入が住民税非課税相当になった人

#### ▶支給手続き

- ①の人は申請不要です。5月31日に町から令和4年度の給付金支給口座に振り込んでいます。
- ②③の人は申請が**必要**です。詳しくは町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

#### 【共通事項】

- ▶申請 健康・こども課窓口
- ▶申請期限 令和6年2月29日(金)
- ▶問い合わせ 子育て支援係  
(☎223-3537)

9時～午後5時30分（日曜・祝日は休館）です。

### みんなで元気になろうや！講座 「歯の健康と食事の話」

歯の健康は、全身の健康に影響を与えます。自分の歯でおいしく食べるために、歯の健康のことを学びましょう。歯科衛生士・管理栄養士が話をします。

▽とき 7月25日（日）午前9時30分（9時15分から受け付け）～午後1時

▽ところ 中央公民館4階

▽対象 町内に住んでいる人

▽定員 15人

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 健診結果表、筆記用具、歯ブラシ、ハンカチ

▽申し込み 7月18日（日）までに、健康づくり係（☎223・3533）へ

### 私もできる、ボランティア 献血にご協力ください

▽とき 7月19日（日）  
午前10時～午後3時30分（正午～午後1時は休み）



▽ところ 役場玄関前

▽内容 400ml献血

▽対象 男性17～69歳、女性18～

69歳で、体重が50kg以上の人。ただし65歳以上の場合、60～64歳に献血をしたことがある人のみ※献血可能日を献血カードで確認してください。

※血液の安全性向上のため、受け付け時に、本人確認ができる証明書（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）を提示してください。

▽問い合わせ 健康づくり係（☎223・3533）

### 水遊びなどで感染する レプトスピラ症に注意

レプトスピラ症は、レプトスピラという細菌が感染することで起こる人獣共通感染症です。レプトスピラは、汚染された川の水や土壌などを介して感染し、発熱や頭痛、筋肉痛、腹痛などの症状が現れます。県内でも、事例が発生しており、次のような注意が必要です。

- 川や池などで遊泳、レジャーを行うときは、水中でけがをしないよう適切な服装を着用しましょう。
- けがをしているときは水の中に入らないようにしましょう。
- 川の水はそのまま飲まないようにしましょう。
- 台風や大雨の後などで川や池の水が増水している場合や濁っている場合は、水の中に入らないようにしましょう。

いる場合は、水の中に入らないようにしましょう。

▽問い合わせ 健康づくり係（☎223・3533）

### 相談

#### 老人憩の家健康相談

老人憩の家健康相談を7月から再開します。保健師が血圧測定を行い、健康や介護に関する相談に応じます。

▽とき・ところ

【山鹿荘】偶数月は第1月曜日、奇数月は第1火曜日

【寿楽会館】偶数月は第2月曜日、奇数月は第2火曜日

【鶴松荘】偶数月は第3月曜日、奇数月は第3火曜日

すべて午後1時30分～2時30分

※祝日などにより日程が変更になる可能性があります。

▽対象 60歳以上

▽利用料 無料

▽問い合わせ 高齢者支援係（☎223・3536）

#### 教育相談会

日常生活の中で「ことば」「コミュニケーション」「生活習慣」「学習」

といった、子どもの発達や成長のことなど、気になることを専門家に相談してみませんか。秘密は厳守します。気軽に相談してください。

▽とき 8月3日（日）午後0時30分～4時

▽ところ 役場3階

▽対象 町内に住んでいる子どもとその保護者で、子ども（特に小学校就学前）の発達や成長のことで気になることがある人

▽定員 8組

▽費用 無料

▽申し込み 7月3日（日）14日（金）午前8時30分～午後5時に、学校教育係（☎223・3547）へ

#### 人権生活相談

人権に関することや生活、就職、進学などの相談に応じています。

【定例相談】

◎7月6日（日）土肥孝明相談員

◎7月20日（日）橋本求相談員

※時間は、いずれも午後2時～4時

▽ところ 山鹿公民館

【定例日以外】直接、相談員に連絡してください。

◎土肥相談員（浜口町4番12号 ☎222・0044）

◎橋本相談員（幸町8番18号 ☎23・3203）



## 相談・募集

### 成年後見制度の無料出張相談

認知症や知的障

がい、精神障がい

などの理由で判断

能力が不十分な人

は、生活費の管理

がうまくできなく

なったり、悪質な

訪問販売で必要の

ない物を買わされたりするなどの問

題が出てくる場合があります。成年

後見制度は、このような人の権利や

財産を守る制度です。

北九州市成年後見支援センターの

社会福祉士などが相談に応じます。

▽とき 7月26日(金)・午後1時30分

～4時30分

※1人1時間以内

▽ところ 役場4階

▽対象 町内に住んでいる人とその

家族や関係者

▽定員 3人(先着順)

▽申し込み 7月3日(木)から芦屋

町地域包括支援センター(福祉

課内)(☎2223・3581)へ

※2カ月に1回、芦屋町、岡垣町、

遠賀町の順に出張相談を行って

います。



※遅れるときや相談の取り消しをするときは、必ず連絡してください。

### 町営住宅の入居者募集

▽募集団地 新緑ヶ丘団地Ⅱ世帯

向け(2戸程度)

後水団地Ⅱ世帯向け(1戸程度)

▽応募資格 応募時点で町内に3

カ月以上住民登録のある世帯ま

たは町内勤務者のいる世帯

※収入要件など、詳しくは、環境

住宅課窓口で配布する募集案内

を確認してください。

▽申し込み 8月1日(金)～15日(木)

※応募多数の場合は抽せん

▽抽せん会 8月29日(金)

※不参加でも当落に影響はありま

せん。

※現在、所得制限外住宅に住んで

いる人でも、要件を満たす場合

は申し込みできます。

▽問い合わせ 住宅係(☎2223・

3540)

### 会計年度任用職員募集

■事務補助員(高齢者支援係)

▽任期 8月21日(金)～10月6日(金)

※任期の更新なし

▽募集人数 3人

▽業務内容 敬老祝金支給に伴う

業務(商品券管理、受付事務など)

▽勤務時間 ①午前8時30分～午

後0時30分 ②午前8時30分～

午後2時30分(休憩60分)

③午前8時30分～午後5時(休

憩60分)

▽勤務形態 任期中、月15日程度

勤務のシフト制(土日祝日休み)

▽報酬 時給929円

▽保険 なし

▽試験内容 個人面接

※日程は担当課より連絡します。

▽申込期限 7月26日(金)(必着)

▽申し込み 申込書に必要事項を

記入のうえ、人事係(☎2223・

3574)へ提出

※申込書は、総務課窓口にあります。

また、町ホームページから

ダウンロードできます。

※地方公務員法第16条に規定する

欠格条項に該当する人は応募で

きません。

※会計年度任用職員は、一般職と

して地方公務員法の各規定(守

秘義務、職務専念義務、懲戒処

分など)が原則適用となります。

## お知らせ

「社会を明るくする運動」

強化月間

「犯罪や非行を防止し、立ち直り

を支える地域のチカラ」

「社会を明るくする運動」は、犯

罪や非行の防止と罪を犯した人た

ちの更生に関しての理解を深め、

犯罪や非行のない安全で安心して

暮らせる社会を築こうとする官民

一体で取り組む全国的な運動です。

犯罪や非行が生まれるのは地域

社会であり、また罪を犯した人や

非行をした少年の更生を促す場も

地域社会にはかなりません。その

ため、本人を取り巻く地域社会の

理解と協力が不可欠です。罪を犯

した人たちが非行をした少年の立

ち直りを温かい目で見守り、援助

の手をさしのべ、明るい社会を作

りましょう。

▽問い合わせ 遠賀保護区保護司

会(☎201・2144)

### 自衛官採用試験

▽種目 ①一般曹

候補生 ②自衛

官候補生

▽受付期間 ①7

月1日(土)～9月

5日(金) ②年間

をとおして行っています。

▽応募資格 採用予定月の1日現

在、18歳～33歳未満の男女

※試験日、試験会場は問い合わせ



## 夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で夜間飛行訓練を行います。

### 【ジェット機】

▷とき 7月18日(日)・19日(日)の日没～午後9時ごろ(予備日=20日(日)・21日(金)・24日(日)・25日(日)・26日(日)・27日(日)・28日(日))

### 【救難ヘリコプター・救難捜索機】

▷とき 毎週(日)・(日)の日没～午後9時ごろ  
※天候不良の場合(日)・(日)・(金)が予備日です。

▷問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室  
(☎223-0981内線254)

## マイナンバーカードの 休日・夜間窓口を開設します

平日役場開庁時に、マイナンバーカードの受け取りや申請ができない人のために、次の日程で休日・夜間窓口を開設します。この機会にマイナンバーカードを持ってみませんか。



※急きょ中止になる場合は、ホームページに掲載します。

▷とき 【休日窓口】7月9日(日)、29日(日)・午前8時30分～正午

【夜間窓口】7月5日(日)、20日(日)・午後5時15分～7時30分

▷ところ 住民課窓口

▷持ってくるもの

【申請】申請書(ない場合は役場で交付)、申請書貼付写真(ない場合は、申請時に無料で撮影)、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人のみ)

【受け取り】交付通知書、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人のみ)

※本人確認書類は、公的機関が発行した免許証などの顔写真付きは1点、健康保険証などの顔写真がないものは2点必要です。

※手続きは本人のみできます。

※マイナポイントの申し込み支援や証明書の発行、転入・転出の異動の受け付けなどは行いません。



マイナンバー休日・夜間窓口ホームページ

▷問い合わせ 住民係 (☎223-3531)

## 町長や町議会議員などの 資産報告書を読めます

芦屋町政治倫理条例に基づき、町長をはじめ、町特別職、議会議員の資産報告書を読覧することができます。なお、4月の町議会議員選挙で当選した新人、元職の資産報告書はありません。

▽とき 休日を除く(日)・(金)・午前  
地域における防災力向上の担い手となる人材を養成するため、防災士の資格取得にかかる費用を町が負担します。



## 防災士の資格をとりませんか

8時30分～午後5時15分(正午から午後1時までを除く)  
▽ところ 総務課窓口  
▽問い合わせ 庶務係 (☎223-3572)

## 【防災士養成研修・試験】

▽とき・ところ

次のいずれかで受講できます。

①11月11日(日)、12日(日)の午前9時開始・毎日西部会館9階(小倉北区紺屋町)

②11月21日(日)、22日(日)の午前9時開始・福岡県吉塚合同庁舎8階(福岡市博多区)

▽費用 資格取得に係る教本代(4000円)、受験料(3000円)、認定登録料、(5000円)の計1万2000円を芦屋町が負担します。

※認定登録に必要な証明写真代、救急救命講習の修了証のコピー代、受講会場までの交通費や昼食費などの個人にかかる費用は、受講者で負担してください。

▽申込方法 7月14日(金)までに、総務課窓口で申し込んでください(窓口で受講申込書を記入してください)。  
※本研修・試験の受講日に、救急救命講習修了証(5年以内に発行)が必要です。  
▽問い合わせ 庶務係 (☎223-3572)



# お知らせ

医療費通知の発送月が偶数月に変わります

芦屋町国民健康保険では、2カ月に1回（奇数月の月末）に、世帯主へ医療費通知を発送していますが、6月から発送月を偶数月の月末に変更します。

この変更は、12月までの医療費が記載された医療費通知を翌年2月末までに発送することで、確定申告（医療費控除）の時期に間に合わせるためです。

○令和5年6月以降の医療費通知  
発送月一覧

| 診療年月   | 発送年月    |
|--------|---------|
| 令和5年4月 | 6月末     |
| 5～6月   | 8月末     |
| 7～8月   | 10月末    |
| 9～10月  | 12月末    |
| 11～12月 | 令和6年2月末 |

## ▽問い合わせ

医療費通知に関すること＝保険年金係（☎223・3532）  
確定申告に関すること＝課税係（☎223・3534）

令和5年度国民健康保険税納税通知書を発送します

7月中旬に国民健康保険税納税通知書を発送します。各月の納期限は次のとおりです。

## ▽納期限

| 期  | 納期限       |
|----|-----------|
| 1期 | 7月31日     |
| 2期 | 8月31日     |
| 3期 | 10月2日     |
| 4期 | 10月31日    |
| 5期 | 11月30日    |
| 6期 | 12月25日    |
| 7期 | 令和6年1月31日 |
| 8期 | 2月29日     |
| 9期 | 4月1日      |

※口座振替による引き落とし日は、各納付月の25日（土日祝日の場合は、翌営業日）です。口座の残高に注意してください。

## ▽問い合わせ

課税係（☎223・3534）  
納税係（☎223・3535）

## ひとり親家庭等医療証の切り替え

現在、ひとり親家庭等医療証を持っている人は、9月30日（日）で期限が切れるため、新しい医療証への切り替えを行います。該当者（資

## 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の対象者に確認書を発送します

電力・ガス・食料品などの価格高騰による家計への負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和5年度の住民税非課税世帯）に対して、1世帯あたり3万円を給付します。

### ▷対象世帯

令和5年5月1日に芦屋町に住民登録があり、世帯全員の住民税均等割が非課税である世帯（住民税均等割が課税されている者の扶養親族などのみからなる世帯も対象となります）

### ▷手続き

6月下旬に対象世帯の世帯主に確認書を送付しますので、内容を確認し、返送してください。期限内に返送がない場合は給付ができませんので注意してください。

※非課税世帯であっても、次のいずれかの場合は確認書が送付されないことがありますので、申請が必要です。

- ・世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した人がいる
- ・世帯の中に確定申告または令和5年度住民税申告をしていない人がいる

### ▷申請・返送期限 10月31日（日）

※当日消印有効

### ▷問い合わせ 障がい者・生活支援係（☎223・3530）



## 町・県民税の申告のお願い

7月13日(金)に、令和4年中の収入申告をしていない人に対して、申告はがきを送付します。はがきが届いた人は、申告に必要な下記のをそろえて、手続きをしてください。なお、来庁がむずかしい場合は連絡してください。

▷申告期限 8月31日(金) (土日祝日を除く)・午前8時30分～午後5時15分

▷ところ 税務課窓口

▷持ってくるもの

- 申告はがき
- 所得の内容が分かるもの (源泉徴収票など)
- 事業所得などがある人は経費が分かるもの (帳簿、領収書など)
- 生命保険、地震保険などの控除証明書
- 障害者手帳など (交付を受けている人のみ)

▷問い合わせ 課税係 (☎223-3534)



格停止者も含みます)には7月下旬に通知しますので、受付期間中に手続きを行ってください。審査のうえ、認定者には9月末までに新しい医療証を、資格停止者には通知を郵送します。

③児童扶養手当証書、遺族年金証書(受給している人のみ)  
④令和5年度(令和4年分)の所得証明書(令和5年1月2日以降に芦屋町に転入した人のみ)  
※④は、令和5年1月1日に住んでいた市町村で取得してください。

▽持つてくるもの  
①現在使用中のひとり親家庭等医療証(停止中の人は不要)  
②健康保険証

▽受付期間 8月1日(金)～31日(金)  
▽問い合わせ 保険年金係 (☎223-3532)

## みんなのねんきん

▷問い合わせ 保険年金係 (☎223-3532)

### 国民年金保険料免除制度・納付猶予制度

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

#### ●保険料免除制度

保険料の免除を受けるには、本人・配偶者・世帯主の前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。基準額以下であれば、段階に応じて全額または一部が免除されます。

また、免除には退職(失業)の特例があります。所得審査の対象となる本人・配偶者・世帯主の中で、申請する年度または前年度に退職した人は、雇用保険の受給資格者証や離職票などを添付することで、その人の所得審査が除外されます。

※一部免除の場合、免除後の保険料を納付しないと未納となりますので、必ず納付してください。

#### ●納付猶予制度

50歳未満の人は、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により月々の保険料納付が猶予されます。

※追納=免除や猶予を受けた期間は、将来受取る老齢基礎年金がその期間分だけ減額されますが、10年以内であれば、後から納めることができます。

▷承認期間 7月～翌年6月

※毎年申請が必要です。7月以降に手続きを行ってください。

※免除や猶予は2年1カ月前までさかのぼって申請することができます。

▷手続きに必要なもの 基礎年金番号のわかるもの、雇用保険被保険者離職票または受給資格者証(失業により申請する場合)など



## お知らせ

夏の交通安全県民運動

7月10日(月)～19日(水)

一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、交通事故防止の徹底を図るために、県下一斉に交通安全県民運動が行われます。

一人一人が交通ルールや交通マナーを守ることの大切さを理解し、自分の命は自分で守る意識を身につけましょう。

### ▼重点項目

○飲酒運転の撲滅

○子どもと高齢者の交通事故防止

○横断歩道マナーアップ運動の推進

○自転車のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

▼STOP! 飲酒運転

飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして、見逃さない。



飲酒運転は、重大な犯罪であり、高額な罰金、懲役、免許取消し、会社の解雇など、取り返しのない事態を招きます。自分はもちろん

## 後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

▷問い合わせ 保険年金係 (☎223-3532)

福岡県後期高齢者医療広域連合 (☎〈092〉651-3111)

### ◆保険証が8月に更新されます

現在使用している保険証(桃色)の有効期限は、7月31日(日)です。保険料の滞納がある人を除き、8月1日(火)から1年間使用できる新しい保険証(うす緑色)を、7月下旬に簡易書留で郵送します。8月1日(火)以降に医療機関にかかるときは、うす緑色の保険証を窓口で提示してください。

### ◆限度額適用認定証などが8月に更新されます

現在使用している限度額適用認定証(オレンジ色)や限度額適用・標準負担額減額認定証(白色)の有効期限は、7月31日(日)です。

これらの認定証を持っている人で、令和5年度も同じように認定証を発行できる条件の人には、8月1日(火)からの新しい認定証を、保険証とは別に7月下旬に郵送します。

なお、認定証を持っていない人が交付を希望する場合は、保険年金係で申請が必要です。

▷申請に必要なもの 後期高齢者医療被保険者証(保険証)

#### 【限度額適用認定証とは】

限度額適用認定証とは、負担割合が3割になる人で、所得が一定額未満の人に発行します。入院または高額な外来診療を受ける際に医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担が限度額までとなります。

#### 【限度額適用・標準負担額減額認定証とは】

限度額適用・標準負担額減額認定証とは、世帯全員が住民税非課税である人に発行します。入院または高額な外来診療を受ける際に医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担が限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

### ◆令和5年度の保険料

令和4年中の所得金額と世帯状況により、保険料額を決定します。7月中旬に郵送する「後期高齢者医療保険料額決定通知書」で確認してください。世帯状況は、令和5年4月1日時点(75歳になった人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。

家族や知人が飲酒運転しないよう、声かけ注意をしましょう。

▽問い合わせ 地域振興・交通係  
(☎2223・3539)

### 祇園大祭電飾山笠開催に伴う 芦屋タウンバス運行ルート変更

祇園大祭電飾山笠が正門通商店街周辺で行われるため、芦屋タウンバスの運行ルートを次のとおり変更します。

▽とき 7月16日(日)・午後7時～9時

#### ■芦屋タウンバスルート変更

遠賀川駅発(祇園崎経由)の①午後7時2分発、②午後8時7分発の2便が、鶴松団地経由になります。

祇園崎は経由しませんので注意してください。



※祇園崎バス停・正門通バス停の定期券を持っている人は、右記の2便のみ、鶴松団地バス停、高浜町バス停、自衛隊前バス停で降りることができます。

※浜口南バス停の定期券を持っている人は、浜口バス停でしか降りられません。

▽問い合わせ 地域振興・交通係  
(☎2223・3539)

## 令和5年度の 国民健康保険被保険者証(保険証)を郵送します

現在使用している保険証(藤色)の有効期限は、7月31日(日)です。8月から使用できる新しい保険証(桃色)を簡易書留で郵送します。有効期限が切れた古い保険証は、はさみなどで切ってから捨ててください。

### ●新しい保険証を郵送

7月下旬に、世帯主宛てに簡易書留で郵送します。受け取りには、世帯主本人か同一世帯員の認印またはサインが必要です。不在で受け取ることができなかった場合は、郵便局の不在通知に従って受け取ってください。

※郵便局の保管期限までに受け取ることができなかった場合は、住民課窓口で渡しますので、以下のものを持参してください。

▷受け取りに必要なもの 本人確認ができるもの(マイナンバーカードや保険証、運転免許証など)、委任状(別世帯の人が取りにくる場合)

### ●新しい保険証の有効期限

新しい保険証の有効期限は、令和6年7月31日(日)までです。  
ただし、下記に該当する人は、有効期限が異なります。

| 対象                  | 有効期限       | 内容  |
|---------------------|------------|---|
| 令和6年7月31日までに75歳になる人 | 75歳の誕生日の前日 | 誕生日から後期高齢者医療制度に加入することになります。誕生日の前月中旬に、後期高齢者医療の保険証が届きます。        |
| 令和5年8月以降に70歳になる人    | 70歳の誕生月の月末 | 70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の場合は誕生月)から使用する高齢受給者証が一体となった保険証を誕生月の下旬に郵送します。 |

### ●町外に住んでいる人の保険証発行には申請が必要です

世帯の被保険者で、就学のため町外へ住民票を移している場合は、申請により保険証を交付します。以下のものを持参し、保険年金係で申請してください。

▷申請・受け取りに必要なもの 在学証明書または合格通知書、窓口に来た人の本人確認ができるもの

### ●国民健康保険税(国保税)の滞納者には、保険証を郵送しません

令和4年度以前の国保税に未納がある場合(7月1日(日)までに納付が確認できない場合)は、保険証を郵送しませんので窓口に来てください。

▷問い合わせ 保険証のこと=保険年金係(☎2223・3532)  
国保税納付のこと=納税係(☎2223・3535)



# お知らせ

## 中央公民館講座

### ●色彩心理学入門（実践）

～色と心身の素直な関係～

無意識に選ぶ色には理由があります。色は人と人とのコミュニケーションを円滑にし、心豊かなマインドを育くづくりに生かします。日常のストレス緩和や気分転換にも役立つ色彩心理を実践しながら楽しく学ぶ体験型講座です。

▽とき 7月8日(土)・午前10時～正午

▽ところ 中央公民館2階

▽講師 浅井さち子さん（心理カウンセラーコンサルタント）

▽定員 30人(事前申し込み先着順)

▽参加費 無料

▽申し込み 6月25日(日)から・午前9時～午後5時に中央公民館

(☎222-1681)へ

※月曜日は休館です。

## 芦屋釜の里の収蔵展示施設 改修工事に伴う臨時休館

改修工事に伴い、芦屋釜の里を臨時休館します。

▽休館期間 9月1日(金)～4日(月)・午前9時～午後5時

※工事の進捗状況により休館期間が変更になる場合があります。  
▽問い合わせ 芦屋釜の里 (☎223-5881)

## 芦屋釜の里イベント情報

### ①七夕煎茶会

新緑が美しい季節に七夕煎茶会を行います。

▽とき 7月2日(日)・午前10時～午後3時受け付け

▽ところ 芦屋釜の里 大茶室

▽内容 大茶室での茶会(和菓子と煎茶)

▽料金 高校生以上500円(入館料とお茶代)、中学生300円・小学生以下200円(お茶代)

### ②夏限定、抹茶アイス

星野村の抹茶と阿蘇のジャージー牛乳を使った、こだわりの味をご賞味ください。

▽期間 7月15日(日)～8月31日(日)

▽料金 高校生以上500円(入館料とアイス、冷茶代)、中学生300円・小学生以下200円(アイス、冷茶代)



# 消費者ホットニュース

## そのメール！詐欺メールかもしれません

- ★重要：今すぐあなたのアカウントを確認してください
- ★セキュリティ警告：お支払方法の情報を更新するにはアクションが必要です
- ★アカウントのセキュリティ通知
- ★あなたのアカウントはセキュリティ上の理由でロックされています

これらは詐欺メール（フィッシングメール）にある件名の一例です。不安になって、メールを開くと、お客様のアカウントを維持するためには個人情報を確認する必要があります。続けるにはこちらをクリックなどの本文が表示され、促されるまま次の画面に進み、大事な個人情報を入力してしまいます。



このような詐欺メールが蔓延している昨今、全てのメールを信用しない!という考え方が推奨されています。

- ①メールを開かない
- ②リンクをタップしない（もちろん、電話もかけない）
- ③個人情報を入力しない  
が対策の基本です。

▷問い合わせ 芦屋町消費生活相談窓口 (☎223-3543) ※環境住宅課内

③ 夏休み園内クイズラリー

夏休み期間中、子ども向けに園内クイズラリーを行います。

▽とき 7月21日(金)～8月31日(金)  
午前9時～午後5時(受け付けは午後4時40分まで)

▽ところ 芦屋釜の里内各所

▽内容 施設内にあるヒントを見つけてクイズを解く(すべてのクイズに正解した人には抽せん で賞品を進呈)

▽対象 中学生以下

▽参加費 無料

④ 朝顔呈茶

夏の庭園の風情を楽しみながら抹茶を一服いかがですか。

▽とき 7月29日

▽内容 30日(土)・午前9時～午後4時40分

▽ところ 芦屋釜の里 立礼席

▽内容 立礼席での呈茶(和菓子と抹茶)

※お点前はありませぬ。

▽料金 高校生以上500円(入館料とお茶代)、中学生300円、小学生以下200円(お茶代)

⑤ 夏休み親子鑄物講座

夏休みに親子で鑄物の作品づくりに挑戦してみませんか。

▽とき 8月5日(土)

① 午前10時～11時30分

② 午後1時30分～3時

▽ところ 芦屋釜の里 図書室

▽内容 錫の絵皿づくり

▽対象 小学4年～中学3年生

▽定員 各8人(事前申し込み先着順)

▽参加費 850円(材料費)

※保護者は入館料200円が必要  
です。

▽申込期間 7月7日(金)～21日(金)

⑥ 夏休み親子抹茶点て体験

親子で一緒に抹茶を点ててみましょうか。

▽とき 8月6日(土)・午前10時30分～11時

▽ところ 芦屋釜の里 大茶室

▽内容 抹茶を点てる体験と抹茶の飲み方を学ぶ

▽対象 小学生以上

▽定員 5組(事前申し込み先着順)

▽参加費 高校生以上500円(入館料、お茶・菓子代)、中学生300円、小学生200円(お茶・菓子代)

▽申込期間 7月16日(土)～30日(土)

【共通項目】

▽申し込み 芦屋釜の里(☎223・5881)

※月曜日は休館です。ただし、月曜祝祭日の場合はその翌日が休館です。

※令和5年度は、県の事業により小中学生の入館料は無料です。

地域の行政情報や  
身近な話題を  
声でお届け!

芦屋町では、視覚に障がいのある人や文字を読むのが困難な高齢者などのために、「広報あしや」と「芦屋町議会だより」を音声にして提供しています。

音声データはデイジー図書(ブレイクストーク対応拡張子)とMP3です。利用を希望する人は問い合わせてください。



▽問い合わせ 広報情報係  
(☎223・3569)

広報あしやに、広告を掲載しませんか

「広報あしや」では、事業所や会社、店舗などの広告を有料で掲載しています(制限事項あり)。

▷規格 白黒で1枠87×50mm(この記事の枠内)

▷掲載料金 1枠1万円で、2月以上掲載が条件

▷申し込み 掲載希望号の2カ月前の1日までに広報情報係(☎223・3569)へ申込書を提出



同じ想いを持つ親御様同士の「お見合い交流会」です

親同士のお見合い  
交流会

日時: 7月22日(土) 14:00～

対象: 未婚のお子様を持つ親御様  
(女性30～40歳 男性35～45歳)

参加費: お1人 6,500円(税込)  
ご夫婦でも同額です

場所: 北九州国際会議場 3階  
31会議室

お気軽にご連絡ください

☎093-967-0555

主催: 結婚相談所ムスベル

広告

